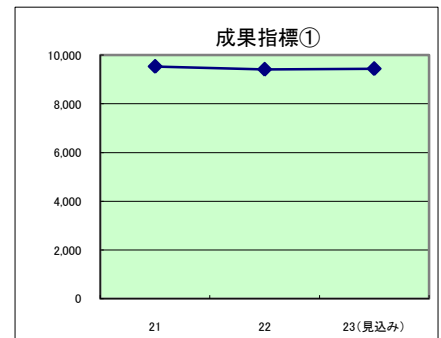
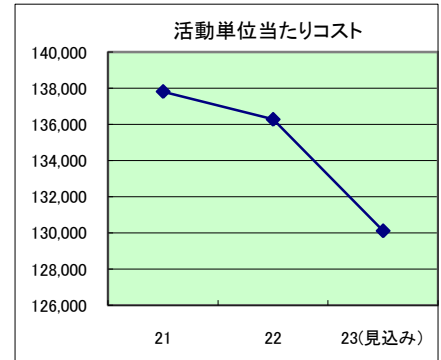


事務事業名	老人クラブ等助成金事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費
	施策(節)	3	高齢者福祉	項	1	社会福祉費
	施策の方向	(3)	高齢者の生きがいがづくりの促進	目	3	老人福祉費
				事業	2	老人福祉
関連する計画等			作成部署	保健福祉部福祉支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1213		
事業の内容	市内の各单位老人クラブ、老人クラブ連合会、及び連合会が行う老人友愛活動訪問					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	補助金を交付し、老人福祉活動の推進を図る。					
羽曳野市内の全ての老人が豊かに明るい生活を送り、その福祉を向上するため老人クラブ活動を充実強化し、会員全体の親睦と連帯を図ることを目的とする。 目的達成のため、各種スポーツ大会、作品展、研修会等を開催し、清掃活動および友愛訪問活動等を実施する。						
根拠法令等	羽曳野市老人クラブ連合会補助金交付要綱					
事業開始時期	☒ 昭和 34 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている 終了年度 平成 年度					
事業開始時からの状況変化	平成21年度に助成金5%カット。平成23年度から府補助制度が従前までの一定額補助から事業費補助へ改正されたことに伴い、市補助制度も事業費補助へ見直した。					
市民や議会の要望						
実施手法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		11,919	11,921	12,156	
人件費【2】 (千円)		8,340	8,112	6,972	
職員数	正規職員	0.76 人	0.76 人	0.31 人	
	再任用職員	0.40 人	0.40 人	1.40 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	1.00 人	1.00 人	1.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	3.00 時間	8.00 時間	10.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		20,259	20,033	19,128	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)	5,149	5,144	5,144	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	15,110	14,889	13,984	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
①	単位クラブ数	クラブ	147	147	147
②	会員数	人	9,535	9,416	9,442
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)			137,816 円	136,279 円	130,122 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)			170 円	170 円	162 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	①	会員数 (式)	人	補助対象となる老人クラブ会員数	目標	9,535	9,416	達成率(%)
					実績	9,535	9,416	100.0%
	②	(式)			目標			達成率(%)
					実績			

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	高齢者世代の活動基盤として老人クラブが有する意義は大きく、行政が活動助成を行うのは妥当である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	国は老人クラブを高齢者在宅福祉の主要な事業として位置付けている。高齢者福祉の増進及び生きがいがづくりの為に市が援助することは妥当と評価できる。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☒	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	老人クラブの活動はその多くが自主的に企画・運営されているため、担当職員の関与は最小限であり、事業の効率性は高い。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	老人クラブは、地域での社会奉仕・各クラブ活動・市の行事への参加など、幅広い活動を展開している。その活動の推進により、高齢者の生きがいがづくりと地域の活性化が期待できる。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☒	☐	☐	羽老連は147クラブ9,300人以上(60歳以上人口の約30%)が加盟する高齢者の組織であり、事業における協働性は高い。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	高齢者の増加に対し、クラブ数・会員数は横ばいであり、比較的若い世代の会員確保が課題となっている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	老人福祉法により、市の関与の必要性が規定されている。高齢者による自主運営と活動を通じて会員相互の親睦交流・福祉向上・健康増進等が図られ、地域の自主的な介護予防事業の中核となっており、平成23年度から市補助制度の見直しなどにより、老人クラブ活動の活性化も図られるものとする。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
行革本部評価	平成23年度からの府補助制度の見直しにより、市補助についてもそれまでの一定額の規模に応じた運営補助を事業費補助へ改めたことにより、地域ごとに新たな老人クラブ活動を引き続き推進していく。	
	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	